

【記入例】

別記様式 1 - 2 (被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合)

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1
電 話 0225-82-1111
氏 名 東松島 一郎 印

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 2 号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(以下「特定事由(※1)」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(第三号において「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同法第 35 条第 4 項柱書き及び第 3 号)に該当しますので確認願います。

(※1) 通知における特定事由と同じ。

(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

家屋及びその敷地等の所在地	東松島市小野字新宮前 5 番地 ※対象物件の地番を記載	
家屋の建築年月日	昭和 5 4 年 2 月 1 日	
被相続人の氏名及び住所	(氏名) 東松島 花子	(住所) 東松島市小野字新宮前 5 番地
相続発生日 (被相続人の死亡日)	令和元年 1 月 1 日	
相続による取得日 (例: 遺産分割協議が確定した日)	令和元年 1 月 1 日	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 東松島 二郎 東松島 三子	(住所) 東京都新宿区〇〇〇 1-1 宮城県石巻市〇〇〇 1-2
被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 東松島 二郎 東松島 三子	(住所) 東京都新宿区〇〇〇 1-1 宮城県石巻市〇〇〇 1-2
家屋の取壊し、除却又は滅失日	令和 2 年 3 月 1 日	
譲渡日	令和 2 年 4 月 1 日	

※相続人が 1 名の場合は空欄

(切り取らないでください。)

↓↓点線以下は、東松島市が記入します。↓↓
被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

上記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 2 号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用(居住の用に
↓↓確認申請書 2 ページ以降は、東松島市で記入のため省略↓↓

必要書類一覧

番号	書類名	備考
①	被相続人居住用家屋等確認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式に必要な事項を記載のうえ提出してください。 ・相続人が複数いる場合、相続人ごと申請書をご提出ください。連名による申請はできません。
②	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送での交付を希望される場合のみ必要です。 ※返送先住所を記載のうえ、切手を貼付てください。
③	被相続人の除票住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍ではなく、住民票となります。 ・相続発生後に取得したものであれば結構です。
④	相続人の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍ではなく、住民票となります。 ・家屋の譲渡後に取得した住民票としてください。 ・相続人が複数いる場合は相続人すべての住民票の写しが必要です。 ・被相続人の死亡以降、相続人が2回以上移転している場合には相続人の戸籍の附表の写しも必要です。
⑤	敷地等の売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡の日が具体的に確認できるもの。
⑥	更地であることが分かる写真	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、取壊し前の写真等を求める場合があります。
⑦	法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖事項証明書の写しが提出できない場合、家屋の除却工事に係る請負契約書の写しを提出してください。
⑧	以下、いずれか一つ	
	(1) 電気、ガス又は水道の使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い証明書、料金清算書、通帳の写し(最終の料金引落日が分かるもの)等
	(2) 「現況が空き家」かつ「空き家の取壊し予定あり」と表示した広告等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者による広告が行われたものに限りま。
	(3) 当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用又は居住の用に供されたことがないこと」を市が容易に認めることができるような書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が認める者（管理委託事業者、シルバー人材センター等）が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへ登録していたことの証明書等。

※被相続人が老人ホーム等に入所し住所を変更しており、譲渡日が平成31年4月1日以降の場合は、以下の書類も追加して提出してください。

番号	書類名	備考
⑨	要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・介護法の被保険者証、要介護認定等の決定通知書等。
⑩	老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時の契約書等の写し。
⑪	以下、いずれか一つ	
	(1) 電気、ガス又は水道の使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・上記⑥の(1)と同様。
	(2) 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	
	(3) 当該敷地等が「被相続人が老人ホーム等に入所時から相続の時まで事業の用、貸付の用又は被相続人以外の居住の用に供されたことがないこと」を市が容易に認めることができるような書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋を宛先とした被相続人宛の郵便物等。 ・市町村が認める者（管理委託事業者、シルバー人材センター等）が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへ登録していたことの証明書等。